

差止的救済と訴額

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2272>

出版情報 : 法政研究. 68 (4), pp.1-38, 2002-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

差止的救済と訴額

川
嶋
四
郎

目 次

- 一 はじめに
- 二 本件最高裁決定
 - 1 事実関係
 - 2 最高裁決定—抗告棄却
- 三 裁判例と裁判実務
 - 1 裁判例
 - 2 裁判実務
- 四 学説
- 五 私見

- 1 現行法の基本スタンス
- 2 本件最高裁決定の影響力
- 3 差止訴訟における訴額算定の基本的なあり方
- 4 訴額合算の要否
- 六 おわりに

一 はじめに

紛争当事者にとってより利用しやすい民事司法を構築するために、まず、克服すべき課題のひとつとして、訴訟における費用の問題を挙げることができる⁽¹⁾。この問題は、「裁判を受ける権利（憲法三二条）」や「司法へのアクセス⁽²⁾」をめぐる重要な論点のひとつであり、また、かつて民事訴訟における「三つのヒロウ」という表現で論じられた問題のひとつを占めるものでもあった⁽³⁾。そして、現在でも、訴訟へのアクセスの難易度に関わる大きな要因として位置づけられている⁽⁴⁾。一概に費用問題とは言っても、それには様々な論点が含まれるが、中でもとりわけ、手続の透明化・可視化が要請されている今日的な状況の中で、訴訟手続のとば口で問題となるのが、本稿で論じる提訴手数料をめぐる問題である。

ところで、紛争当事者が民事事件において裁判所に求める救済内容に目を向けた場合に、この国では、従来から損害賠償というかたちの金銭的救済に比して、差止的救済⁽⁵⁾の相対的な脆弱さが顕著である⁽⁶⁾。金銭では填補されない「かけがえのない価値」の存在が認識され⁽⁷⁾、その確保のための手続的な処方⁽⁸⁾の整備・拡充が、法の様々な領域で要請されてはい

るものの、その貫徹の道は必ずしも容易ではないというのが現実である。⁸⁾ 差止的救済制度の涵養とその実効化が、現在の広義の民事訴訟法学にとつて、焦眉の課題のひとつとなるゆえんである。⁹⁾ 特に、この問題は、単に狭義の民事訴訟法の領域における問題にとどまらず、行政事件訴訟法の領域においても、実質的には訴訟上の差止的救済請求としての意義をもつ諸種の行政訴訟の類型においても、また同様に問題となる。¹⁰⁾ ただ、いずれも、今次の司法制度改革において、多かれ少なかれ改善が企図されており、その動向が注目される流動的な問題でもある。

しかしながら、このような裁判所へのアクセスの簡易化と差止的救済の実効化の両者を、今日的な課題としての司法制度改革の中に定礎した場合に、ごく最近、その推進の方向性に水を差しかねないと思われる最高裁決定が下されたことに、注意する必要がある。それは、最高裁（第二小法廷）平成一二年（二〇〇〇年）一〇月一三日決定¹¹⁾（以下、単に「本件最高裁決定」または単に「本件決定」という）である。

本件は、広島県知事が訴外会社に対して行った森林法一〇条の二に基づく開発許可処分に対して、開発区域の周辺に居住する多数の住民が、知事を被告として、林地開発行為許可処分取消訴訟を提起した事件である。そこで、納付すべき手数料額が問題となった。本件最高裁決定は、後述のように、直接的には、控訴手数料の算定のあり方を論じたものであるが、原審では、提訴手数料の算定が問題となっており、それらの算定は、いずれも「訴訟の目的の価額」＝「訴額」を基準に行われる。本件には、実質的には差止的救済を求める訴訟事件と評価できる林地開発許可処分取消訴訟事件において、その訴額をいかに考えるべきかという基本的な問題が存在し、その反映として、納付すべき手数料の算定のあり方が、論点となったものである。

そこで、本稿では、この本件最高裁決定を機縁として、裁判所に差止的救済を求めるさいのアクセスの拡充をめぐる問題について、特に訴額の算定のあり方に焦点を当てて、論を進めてゆきたい。ただ、議論の拡散を防ぐために、本件のように多数住民が差止的救済を求める訴訟において、訴額を合算してそれに対応する提訴手数料を納付すべきか、

それとも、原告数に関わりなくそれを合算せずに提訴手数料を算出した上で提訴できるかの論点を中心に論じたい。

そのさい、法的な救済過程として訴訟手続を位置づける私見⁽¹²⁾からは、訴訟に要する費用をいかに考えるべきかは、単に技術的かつ実務的な問題ではなく、紛争当事者が訴訟上の「当事者権」を獲得できるための基礎や、「裁判所の救済処方」に関わる重大な手続課題であることを、前提としたい。いわば制度は人であり、制度およびその担当者が手続利用者に向けた基本姿勢のいかんが、そのプロセスから生み出される結果のいかんとは別に、紛争当事者の制度と手続過程に対する信頼感や満足感にも大きな影響を与え、訴訟当事者が、訴訟過程を通じて獲得できる救済内容の豊饒化にも、少なからぬ影響を与えることになるからである。

しかも、訴訟審理における本来のあるべき姿を措定した場合に、その訴えが、真摯なものである限り、手数料訴訟額の算定の段階で、裁判所をも巻き込み紛争が熾烈化し、本案審理に至る前に手続が頓挫するといった事態は、救済形成過程における手続処方としては、本末転倒の謗りを免れないと考えるからである⁽¹³⁾。わけても、例えば多数当事者訴訟事件において、「もし納めた手数料に不足があるときは、その未納額もまた併合された各請求についてそれぞれの価額に応じて按分して存在していることになり、未納分のすべてが解消しない限り、すべての請求がなお不適法である⁽¹⁴⁾」といった厳格な解釈が採られる場合には、その問題は、訴訟全体の帰趨に重大な影響を与えかねないのである。

確かに、提訴手数料の額を考えるにさいしては、濫訴の防止の要請が声高に叫ばれるかもしれない。しかし、濫訴とは何かについては、必ずしも一義的に明確ではない。また、訴訟技術的には、命じられた通りの手数料の支払いを当事者らが肯んじない場合には、例えば、その一部の原告による訴えの取下げやあるいは選定当事者訴訟化等といった問題克服のための方策はあると言えるかも知れない。しかし、それでは、集団で提訴することの意義を減殺し、当事者の足並みを乱し、ひいては、訴訟手続全体の進捗に影響を与えかねないことになると考えられる。しかも、一定の集団的な人々に共通する利益が問題になっている場合に、なぜ、原告らの一部が訴えを取下げなければならないか、あるいは、

一定数の選定当事者への授權を余儀なくされるのかといった問題も、より根源的な問題として立ち現われる。

本件最高裁決定については、たかが僅かの提訴手数料等の出し惜しみと、内心悔蔑する向きもあるかも知れない。しかしながら、上記の基本問題に加え、社会共通資本としての訴訟制度においては、たとえ一円たりとも不合理な支出を強制されるべきではないとの立場からは、本件最高裁決定は、単なる支払うべき金額の多寡の問題を超えたより根源的な手続問題を孕んでいるように、思われるのである。

以下では、まず、本件最高裁決定を概観し（↓二）、次に、この問題をめぐる従前の裁判例および裁判実務を見（↓三）、さらに、必ずしも十分に議論されてきたわけではないが、従前の学説を一瞥し（↓四）、この問題についての私見を展開したい（↓五）。そして最後に、この一見技術的に見える問題の中に、民事訴訟の基本的なあり方についての重大な問題が含まれていることを指摘し、今後の展望につなげたい（↓六）。

* 本稿については、平成一三年（二〇〇一年）十一月一六日に、福岡地方裁判所における福岡民事訴訟判例研究会で報告する機会に恵まれた。そのさいに、様々なご教示を頂いた方々に、心よりお礼を申し上げます。本稿は、紙数の制約から十分に論じ切れなかった拙稿「本件判例批評」私法判例リマックス二四号（2002 へ上）一一三頁（二〇〇二年）を、敷衍して論じたものですが、併せて、一読して頂ければ幸いです。

〈註〉

- (1) 川嶋四郎「より利用しやすい司法制度」ジュリスト一一九八号一一九頁（二〇〇一年）。訴訟と費用については、一般に、例えば、長谷部由起子「訴訟に要する費用の調達」同『変革の中の民事裁判』四五頁（東京大学出版会、一九九八年〔初出、一九九一年〕）、金子宏直『民事訴訟費用の負担原則』七頁（勁草書房、一九九八年）等を参照。
- (2) 例えば、M・カペレットイ||B・ガース（小島武司訳）『裁判へのアクセス——権利実効化のための法政策と司法改革——』七

- 頁(有斐閣、一九八一年〔原典の初出、一九七八年〕参照。
- (3) 「三つのヒロウ」とは、「日労」(いつまでたっても終わらない、日にちの苦勞)、「費勞」(費用がかかるという意味)および「疲勞」をいう。竜崎喜助「市民の論理と裁判」法学セミナー三三九号六七頁(一九八三年)を参照。
- (4) 和田仁孝「民事紛争処理論」一一五頁(信山社、一九九四年)。
- (5) 私見では、アメリカ法におけるインジャンクション(injunction)と同様、この差止的救済に、作為不作為を命じる救済として広範な意義付けを与えている。例えば、川嶋四郎「代替執行論・覚書(一)」法政研究(九州大学)六七卷三号七一五頁、七二七頁(二〇〇〇年)を参照。したがって、私見では、行政事件訴訟としての取消訴訟も、差止的救済を求める訴訟の一類型として位置づけたい。
- (6) ただ、現代社会において金銭的救済が、必ずしもその役割を十全に果たしているわけではなく、そこにもまた様々な問題がある。
- (7) 最近まとめられた司法制度改革審議会の最終意見書でも、司法制度改革が、「かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題」と位置づけられている。この最終意見書については、例えば、「司法制度改革審議会意見書——二一世紀の日本を支える司法制度——」月刊司法改革二二号四四頁(二〇〇一年)、ジュリスト一二〇八号一八五頁(二〇〇一年)等を参照。
- (8) 川嶋四郎「差止的救済の有用性に関する一展望——新たな民事救済の世紀に寄せて——」判例タイムズ一〇六二号三七頁(二〇〇一年)。
- (9) この問題全般に関する最近の浩瀚な文献として、「特集」差止めと執行停止の理論と実務」判例タイムズ一〇六二号一頁(二〇〇一年)を参照。ちなみに、その「はしがき」は、簡潔だが問題の核心を鋭く突いている。
- (10) 具体的には、例えば、「特集」行政訴訟の大転換」月刊司法改革一九号八頁(二〇〇一年)、「特集」行政事件訴訟法の現状と課題」自由と正義五〇巻五号三六頁(一九九九年)等を参照。
- (11) 判例時報一七三二号三頁、判例タイムズ一〇四九号二一六頁、金融・商事判例一一〇七号七頁、判例地方自治二二二号七四頁、裁判集民事事登載予定。
- (12) 川嶋四郎「『救済法』の課題と展望に関する一試論・序説」民事訴訟雑誌四三三号一九八頁(一九九七年)、同「民事訴訟の手續とその基本的な考え方——当事者による救済創出のダイナミズムに焦点を当てて——」法学セミナー五四五号三六頁(二〇〇〇年)を参照。
- (13) 訴訟救助に関してであるが、基本的に同様な認識を表明するものとして、例えば、松野嘉貞||石垣君雄「集団訴訟における訴

訟手続上の諸問題』司法研究報告書二九輯一号六七頁(司法研修所、一九七八年)を参照。

(14) 内田恒久編『民事訴訟費用等に関する法律・刑事訴訟費用等に関する法律の解説』一三八頁註6(法曹会、一九七四年)。問題を先取りして言えば、この理由ゆえに、本件では、一部の原告らは、名前を特定して印紙を追貼している。後述二一を参照。

二 本件最高裁決定

1 事実関係

本件は、共同原告(抗告人らを含む二四五名の住民)が、本件相手方知事を被告として、相手方が訴外会社に対して行った林地開発行為(養鶏場の建設)の許可処分¹⁵の取消しを求めるものである。原告らは、右開発行為により、許可区域周辺の水質の悪化、水量の変化、大気汚染、その他の環境悪化を生じ、許可区域周辺に居住する原告らの水利権、人格権、不動産所有権等が害されるおそれがあり、本件処分は、森林法一〇条の二第二項所定の不許可事由があるのになされたという実体上の違法に加えて、原告らの同意を得ないでされたという手続上の違法があるから、その取消しを求めると主張して、本件訴えを提起した。

まず、提訴手数料に関して、原告住民らは、本件訴えは非財産権上の訴えであり(旧民訴法二二条・現民訴法八条参照)、提訴の基礎となる利益は全員に共通であるとして、全員について訴額九五万円に対応する八二〇〇円(民訴費用法四条二項参照)の印紙のみを貼付して、本件訴えを提起した。¹⁵

一審では、九五万円に原告数を乗じた額に対応する手数料を要するとして、追納が命じられた。一〇名はそれに従っ

たが、従わなかった二三五名につき、訴えを却下する判決が下された。¹⁶⁾ 却下判決を受けた者のうち二〇七名が控訴したが、控訴状には、全員について訴額九五万円に対応する印紙六一五〇円のみを貼付した。しかし、原審裁判長は、九五万円に控訴人の数を乗じた額に対応する手数料を要するとして、不足分の追納を命じた。これに対して、原告らは、氏名を特定表示した三名分の印紙を追貼したが、残りの二〇四名については控訴状却下命令を下した。

この命令を受けた原告らのうち一九〇名が民訴法三三七条に基づき許可抗告の申立てを行ったところ、これが許された。¹⁷⁾ なお、抗告提起の手数料は、補正命令に従って、人数分が貼付された。

2 最高裁決定—抗告棄却

最高裁は、抗告人らの許可抗告の申立てを受け、裁判官全員一致の意見で、次のような決定を下した。

「訴えや控訴の提起の手数料の算出の基礎となる『訴訟の目的の価額』は、『訴えで主張する利益』によって算定し、一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とするのが原則であるが、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、右の合算をしないものとされている（民訴費用法四条一項、民訴法八条一項、九条一項）。したがって、現行法の採用している手数料制度の下においては、多数の者が共同して訴えを提起した場合においても、原則として各原告の主張する利益によって算定される額を合算して訴訟の目的の価額を算定し、費用法別表第一に従って、手数料の額を算出することになる。もともと、同表が訴訟の目的の価額が増大するほどこれに対応する手数料の負担割合を逓減する仕組みを採用していることにより、多数の者が共同して訴えを提起する場合には、各原告ごとにみれば、単独で同じ訴えを提起する場合に比べて、低額の手数料を負担することである。そして、例外的に、共同原告がその訴えで主張する利益が共通であると認められる場合には、

右の合算が不要となり、共同原告が何名であつても、全員で一名分の手数料のみを負担すればよいことになる。」

最高裁は、このような一般論を基礎として、本件について、次のように判示した。

「本件訴訟において原告らが訴えて主張する利益は、本件処分取消しによつて回復される各原告の有する利益、具体的には水利権、人格権、不動産所有権等の一部を成す利益であり、その価額を具体的に算定することは極めて困難といふべきであるから、各原告が訴えて主張する利益によつて算定される訴訟の目的の価額は九五万円とみなされる(民訴費用法四条二項)。そして、これらの利益は、その性質に照らし、各原告がそれぞれ有するものであつて、全員に共通であるとはいえないから、結局、本件訴訟の目的の価額は、各原告の主張する利益によつて算定される額を合算すべきものである。そうすると、訴えを却下した一審判決に対する本件控訴の手数料の額は、右合算額に依じて費用法別表第一の一項により算出される訴えの提起の手数料額を基として、その一・五倍の額の二分の一の額となる(同二項、四項)。したがつて、原審裁判長のした前記追納命令及び前記控訴状却下命令(原命令)は、費用法及び民訴法の規定にのつとつたものであつて、適法である。なお、抗告人らは右のような解釈は多数の住民が共同して提訴ないし控訴することを困難にするものであるというが、本件において、各原告は、単独で控訴をする場合には六一五〇円の手数料を負担しなければならぬところ、共同して控訴したことにより、右の合算をした上で前記の逓減がされる結果、約二五六七円の手数料を負担すれば足りるのであつて、右の所論は当たらない。論旨は採用することができない。」

〈註〉

(15) 後述する立法の経緯(↓五4)を参照。なお、現民訴九条一項但書・民訴費用四条一項も参照。

(16) 裁判長による訴状却下命令(旧民訴二二八条二項・現民訴一三七条二項)ではなく、このような訴えの却下という手続上の処置は可能である。例えば、一般には、裁判所書記官研修所編『民事訴訟における訴訟費用等の研究』三八九頁(法曹会、一九七六年)を参照。これは、訴状却下命令に対する不服申立方法は即時抗告であり(旧民訴二二八条三項・現民訴一三七条三項)、抗告裁

判所の決定に対する不服申立ての理由は制限されるので（旧民訴四一三条・現民訴三三〇条）、実務への影響が大きい重要な問題を含むと考えられるような場合には、訴状の副本を被告に送達して訴訟係属を生じさせた上で、裁判所が判決で訴えを却下し（旧民訴二〇二条・現民訴一四〇条）、控訴によって争う余地を残すという取扱いの方が妥当であるという理由による。岡田雄一「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律の解説」法曹時報四四卷一一号二四〇七頁、二四一一頁註4（一九九二年）を参照。ただし、現行法では、一方では、許可抗告の制度（民訴三三七条）が創設され、抗告裁判所の決定に対する不服申立ての理由が拡大され、他方で、控訴裁判所の判決に対する不服申立ての理由は制限された（民訴三一二条・三一八条）ので、両者の距離は、その限りでやや縮まったといえる。

このように、実務上、訴状却下命令と訴え却下判決とは、必ずしも相互に排他的な二者択一の関係にあるとは考えられていないようである。菊井維大・村松俊夫『民事訴訟法Ⅱ（全訂版）』一三六一―一三七頁（日本評論社、一九八九年）を参照。

なお、裁判長が訴状却下の権限を失う時点は、通説によれば、訴状の送達時であり、有力説（新堂幸司『新民事訴訟法（第二版）』一九二頁〔弘文堂、二〇〇一年〕）によれば、口頭弁論の開始時とされている。なお、大審院昭和十四年（一九三九年）三月二十九日決定・民集一八卷三六五頁（傍論）は、控訴状についての判断であるが、口頭弁論の開始時という立場に立つ。

(17) 抗告理由については、判例時報一七三二号五頁を参照。

三 裁判例と裁判実務

1 裁判例

(1) 訴額の算定についての基本的な考え方

まず、議論の基本的な前提として、「訴額の算定」に関する二つの旧法下の判例を挙げたい。

第一に、一般的な訴額の算定のあり方を判示したものととして、最高裁昭和四九年（一九七四年）二月五日判決⁽¹⁸⁾を、挙

げることができ。この事件は、ホテル委託契約の受託者たる地位の確認、当該委託契約の内容の確認および受託業務の妨害の禁止が求められた事案であるが、最高裁は、「財産権上の請求であつて、その価額の算定が著しく困難なものについては、裁判長又は裁判所は、その価額の算定にとつて重要な諸要因を確定し、これを基礎とし、裁量によつて右請求の価額を評価算定しうるものと解するのが相当である」と判示した。

これは、価額の算定が著しく困難な請求については、裁判所に一定の裁量権がある旨を判示したものである。損害額の認定に関する民事訴訟法二四八条の規定等の趣旨と共通する側面をもち、基本的には、妥当な判断であると評価できる。しかし、問題は、その先にあると考えられる。つまり、裁判所の裁量権行使におけるその具体的なあり方である（この事件では、最高裁は、本件訴額を第一審・原審と同様に、一〇億円と算定し、原告らに対して一〇〇〇万円余りの印紙の追貼を命じた）。ただし、この点に関しては、非財産権上の請求についてはあるが、民訴費用法四条二項がみなし規定（いわゆる擬制訴額についての規定）を置いている点は、裁判所の裁量権に一定の制約を課したとも考えられる。

第二に、最高裁昭和五三年（一九七八年）三月三〇日判決¹⁹は、住民訴訟（地方自治法二四二条の二第一項四号）を財産権上の請求に関する訴えと評価した上で、「その価額を算定する客観的・合理的基準を見出すことは極めて困難であるから、結局、（旧民訴）費用法四条二項に準じて、その価額は三五万円（現九五万円）とすることが相当である」と判示した。²⁰本判決が、財産権上の訴えについてさえも、その訴額の算定が困難な場合に、非財産権上の請求に準じて訴額を九五万円とみなす取扱いを可能にする道を開いたことは、当事者の提訴を容易にする方向で裁判所の裁量権を規範的に縮減させたゆえに、重要な意義をもつと考えられる。つまり、訴額に連動して納付が要求される提訴手数料・控訴手数料等（以下、単に提訴手数料等と記す）の低廉化のために、基本的な判断の指針を提示したものと考えられるのである。

以上を前提に、本稿の中心課題である納付すべき「提訴手数料額の算定」の論点に議論を移行したい。

(2) 訴額をいくらに算定するか

まず、本件のような多数住民により提訴された行政処分の取消訴訟や差止請求訴訟等の事件類型において、この種の請求の訴額をいかに算定すべきかが問題となる。この点について、本件最高裁は、先にも少し紹介したが、「訴状によれば、原告らは、右開発行為により、許可区域周辺の水質の悪化、水量の変化、大気汚染、その他の環境悪化を生じ、許可区域周辺に居住する原告らの水利権、人格権、不動産所有権等が害されるおそれがあるところ、本件処分には、……不許可事由があるのにされたという実体上の違法に加え、原告らの同意を得ないでされたという手続上の違法があるから、その取消しを求めるなどと主張している。これによると、本件訴訟において原告らが訴えで主張する利益は、本件処分の取消しによって回復される各原告の有する利益、具体的には水利権、人格権、不動産所有権等の一部を成す利益であり、その価額を具体的に算定することは極めて困難というべきであるから、各原告が訴えで主張する利益によって算定される訴訟の目的の価額は九五万円とみなされる（費用法四条二項）。」と判示した。

この点については、例えば、いわゆる環境行政訴訟については、付近住民が人格権ないし環境権等を主張してこれらの請求をした場合には、結局のところ、問題にされているのは、一定の場所に継続して居住することから生ずる生活利益であるから、土地建物の所有権、賃借権を有する者については、これらの権利に基づく妨害排除請求の場合に準じて考え、そうでない者については、占有権の場合に準じ、一人当たりの居住面積等を基準として決定する方法等により、訴額を算定すべきであり、とにかく財産上の請求と解される以上は、実務上の困難はあっても、安易に算定不能として処理すべきではないという有力説が存在していた。²¹⁾

それゆえ、本件最高裁決定は、このような有力説を採用しないことを明らかにした点で、結論的には妥当である。訴

訟の目的の価額を具体的に算定することが極めて困難な場合にまで、分析的かつ個別的に訴額を算定するのは、妥当ではないと考えるからである。このような本件最高裁決定は、本件のような取消訴訟の類型だけでなく、本件と同様な法的根拠に基づき提起された民事差止請求訴訟の場合にも、基本的には妥当すると考えられる。ただ、後述のように、本件最高裁決定が、本件請求を「財産権上の請求」と考えて立論している点は妥当ではないと考える。

(3) 訴額を合算すべきか

次に、本件のような差止的救済が訴訟上求められた場合に、原告の数だけ訴額を合算すべきか(以下、合算説という)か、それとも、原告の数に関わらず訴額九五万円に相当する印紙のみが全員につきいわば集約的に貼付されればよいか(以下、集約説という。一般に、吸収説とも呼ばれている)について、裁判例を概観したい。この問題の解明が、本稿の中心課題である。

ところで、古くは、大審院明治三〇年(一八九七年)六月一九日判決²²⁾は、後見人の罷黜の請求と親族会員除斥の請求が併合請求された事件で、原告が複数の事件ではないが、非財産権上の請求には固有の意味における訴額はないので、いくら併合されても訴額が増加することはありえず、一個の請求として処理する旨の傍論ながら注目すべき判断がなされていた。

しかし、差止的救済が訴訟上求められた場合における訴額合算の要否をめぐる議論は、ごく最近になって顕在化した論点である。かつて、実務的には、「実際には、被告から異議がでなければ、裁判所は訴訟物の価額を問題にすることは殆どないといっている実情²³⁾」があつたという指摘も存在した。また、訴額の算定にさいしては、解釈上疑義があり、取扱上も困難なものが相当多いためか、裁判所としても当事者が一応訴状に記載してそれに相当する印紙が貼つてあれば、一見それが非常識だと思われるような場合は別として、相手方が異議を言わない限り、それをそのまましておく

ようになったのではないだろうかとの推測もなされていた。⁽²⁴⁾

このような五〇年近くも前の裁判実務の現場からの声は、つまるところ、その後裁判所の「常識」と市民の「常識」とが乖離することが多くなり、また、当事者間の関係の抜差しならない事件も少なからず出来たことから、おおらかな手続処方の時代が終焉したことを象徴的に示しているようで興味深い。

さて、本件最高裁判所決定以前においては、本件のような行政処分取消訴訟や差止請求訴訟等の事件類型における旧法下の下級審裁判例には、注目すべき傾向が見られた。以下では、この種の民事訴訟および行政訴訟を一括してその動向を概観したい。

まず、周知のように、多数の原告が国に対して人格権に基づいて、いわゆる湾岸戦争への公金支出の差止等を請求した訴訟事件において、東京地裁平成三年（一九九一年）五月二七日命令⁽²⁵⁾が合算説を採用し、この問題に関する議論の火付け役となった。⁽²⁶⁾

ただ、この命令以前に、合算説を採用した裁判例として、例えば、漁業権に基づく妨害予防請求訴訟の訴額の算定方法が問題となった伊達火力発電所建設禁止請求事件・札幌地裁昭和四八年（一九七三年）九月一〇日決定⁽²⁷⁾、伊方原子力発電所訴訟事件における松山地裁昭和四八年（一九七三年）一月八日命令⁽²⁸⁾、公有水面埋立許可取消請求事件において、仙台高裁昭和五三年（一九七八年）一〇月二四日命令⁽²⁹⁾、山陽自動車道工事差止請求事件・広島地裁昭和五三年（一九七八年）一月三〇日命令⁽³⁰⁾、筑後大堰建設差止請求事件・福岡地裁久留米支部昭和五四年（一九七九年）四月二三日決定⁽³¹⁾、公有水面埋立許可取消請求事件における、金沢地裁昭和五四年（一九七九年）一〇月二四日決定等⁽³²⁾があるが、事実上、集約説に立つて合算しない取り扱いも、例えば、大阪空港訴訟第一次・第三次訴訟事件等⁽³³⁾で見ることができた。⁽³⁴⁾

その後、すなわち湾岸戦争公金支出差止等請求事件・東京地裁平成三年命令以降、この種の訴訟事件では、合算説を採用する裁判例が続いた。例えば、環境権・人格権に基づき多数住民が申し立てた都市公園内に能楽堂を建築すること

の差止めを求める民事調停の申立てを却下する決定に対する即時抗告事件における、横浜地裁平成三年（一九九一年）一月一三日決定⁽³⁵⁾、多数の付近住民らが都市計画事業の認可の取消しを求めた訴訟事件（環六訴訟事件）における、東京地裁平成四年（一九九二年）二月一〇日決定⁽³⁶⁾とその抗告審・東京高裁平成四年（一九九二年）七月二十九日決定⁽³⁷⁾、東京高裁平成五年（一九九三年）三月三〇日決定⁽³⁸⁾等が、その例である。なお、東京国際空港新A滑走路供用禁止等請求事件においても、訴状に貼用すべき印紙額が問題になった⁽³⁹⁾。

ただ、その直後、事態は反転し、大阪高裁（いずれも同一合議体）で、集約説に立つ注目すべき二件の決定が下された。まず、自衛隊カンボジア派遣差止等請求訴訟事件において、大阪高裁平成五年（一九九三年）八月九日決定⁽⁴⁰⁾は、一つの訴えをもって数個の非財産権上の請求が主観的に併合されている場合でも、訴えをもって主張する利益は、自衛隊のカンボジア派遣の中止自体であり、原告全員を通じて共通とみて、訴額を合算しないのが相当であるとの判断を示した。次に、大阪高裁平成五年（一九九三年）二月二一日決定⁽⁴¹⁾でも、複数の原告が、人格権、環境権等に基づき、ゴルフ場建設工事の差止めを求める訴えにおいて、この種の訴えが非財産権上の訴えであることを前提として、訴えをもつて主張する利益は、そのゴルフ場の建設が中止されること自体であるので、その利益は原告（控訴人）らを通じて共通である旨が判示された。

しかしながら、その後、本件に類する事件（知事が訴外会社に対して行った森林法一〇条の二と都市計画法二九条に基づく二つの開発許可処分についての取消しが求められた訴訟事件）で、広島高裁平成一〇年（一九九八年）三月九日決定⁽⁴²⁾は、この訴えは非財産権上の請求であるので訴額は九五万円とみなすべきであるとしつつも、争点である訴額合算の要否については、合算説に立ち、次のような判断を下した。まず、原告人らの利益共通の主張に対しては、「訴額算定にあたり検討すべき『利益』は、その処分取消しによって当事者が得る利益であり、それは、当事者の主張する権利ないし利益により事件ごとに異なるのであるから、処分の取消しそのものを利益であると解するのは相当でない」と判

断した。そして、抗告人らの主張利益の公共性・重複性の主張に対しては、「水源の汚染の回避が地域に共通する利益であるとしてもそれは一つの重複する利益ではなく、住民である抗告人ら各人の利益の併合されたものと解するのが相当である」と判断していたので、最高裁の判断が待たれていたのである。

本件最高裁決定は、このような状況の中で出されたものである。

2 裁判実務

さて、本件のような取消訴訟等の差止的救済が求められる場合に、訴額を合算すべきか否かが争点として顕在化するの、まさに個々の裁判所のこの問題に対する基本スタンスいかんにかかっているとさえ言える。そこで、訴額の算定に関して、実務現場への指針およびその実情を記した文献を概観することにした。

まず、昭和三十一年（一九五六年）一月一二日に、民事甲第四一二号高等裁判所長官・地方裁判所長あて民事局長通知「訴訟物の価額の算定基準について」が出されたが、そこには、本件のような事案についての指針となるような記述は、特に見られなかった。⁽⁴³⁾

次に、旧法下のものであり、やや古いのが、昭和五十一年（一九七六年）の裁判所書記官研修所編『民事訴訟における訴訟費用等の研究』⁽⁴⁴⁾は、公害発生源の差止請求については、基本的にはそれを財産権上の請求と位置づけた上で、その訴額も、被侵害物件の価格を基礎に算定すればよいと記していた。それに加え、特に、この種の請求の法律構成を人格的利益（生活利益）の侵害とした場合に言及し、人格権・環境権は非財産権上の請求であるとしても、これに基づいて発生するとされる差止請求権は財産権上の請求と見るべきであると論じている。そして、その価額の算定にさいしては、物権等に基づく場合はその価額を基礎に算定し、物権者等でない者の環境権等に基づく請求については、その算

定が著しく困難であるので（旧）民訴費用法四条二項を類推するとする。さらに、訴額合算の要否についても、ここでは、原告ら各人は独自の権利侵害の排除や予防を求めているので、利益共通ということはできず、訴額は合算されるべきであるとしていた。⁴⁵ この研究における論理は、本件最高裁決定の論理と酷似しており、その影響の大きさが看取できる。ただ、人格的利益を非財産権上の請求と評価している点は、本稿の立場からは興味深い。

さらに、統計的にはやや古いが、同様に旧法下の網羅的な実務研究として、金井繁二・小野和夫・寺尾英明『裁判所書記官研修所実務研究報告書・訴額算定に関する書記官事務の研究』⁴⁶を挙げるができる。そこに記されたアンケート調査の結果によれば、環境権、人格権の侵害または侵害のおそれを理由に提訴される場合に、合算説に立つ裁判所が六〇％、集約説が三二％であったという（その他が八％）。興味深い偏差であり、この問題の難しさを示しているとも言える。また、同書に添付された「付録第三、第一審の事件受理時における訴額算定方法等一覧表」⁴⁷によれば、「公害発生源の差止め」については、「①物権に対する直接的な侵害を理由とする場合には、訴額通知7の(1)から(3) (1)所有権にもとづく場合・目的たる物の価格の二分の一、(2)占有権にもとづく場合・目的たる物の価格の三分の一、(3)地上権、永小作権、賃借権にもとづく場合・目的たる物の価格の二分の一」により算定する。②①以外の場合には、原告一人につき、九五万円とする。」とした上で、「①差止めを求める根拠について複数の法的構成をとっている場合でも、訴額算定については、吸収法則を適用する（合算しない）。②原告が複数の場合には、原告一人当たりの訴額を合算する。③公有水面埋立て免許、原子炉設置許可処分、道路・ごみ焼却場等の公共施設に関する都市計画決定又は都市計画事業認可の取消し等の行政訴訟についても同様に算定する。」⁴⁸と記されていた。

なお、裁判所書記官の実務的な手引書として重要な位置を占める、裁判所書記官研修所監修『裁判所書記官実務研究報告書・新民事訴訟法における書記官事務の研究（II）』⁴⁹では、財産権上の訴えで「極めて困難」に当たる可能性がある例として、住民訴訟、人格権に基づく差止請求訴訟等が挙げられていたに過ぎず、この問題に対する直接の言及はな

かった。ただ、人格権に基づく差止請求訴訟を財産権上の訴えと評価している点は、注意する必要がある。

〈註〉

- (18) 民集二八卷一号二七頁。本判決の解説として、柴田保幸「判例解説」『最高裁判所判例解説（民事篇）（昭和四九年度）』一四七頁（法曹会、一九七七年）を参照。
- (19) 民集三二卷二号四八五頁。本判決の解説として、佐藤繁「判例解説」『最高裁判所判例解説（民事篇）（昭和五三年度）』一三九頁（法曹会、一九八二年）を参照。
- (20) この判決と最高裁昭和四三年判決との関係について、佐藤「前掲解説（註19）」一四五頁において、本判決は、最高裁昭和四三年判決の判旨が、本件のような事案に及ばないので、あえて訴額算定の困難なものは非財産権上の請求に準じるべきという立場を採ったのではなく、最高裁昭和四三年判決の判旨を前提にしながらも、四号請求訴訟においては、訴額算定にとつての重要な諸要因なるものを具体的に確定することが極めて困難で、客観的・合理的な算定基準を見出すことができないので、裁量による算定の一方方法として、例外的に非財産権上の請求についてのみなし価額によることにしたものである。したがって、本判決のこの部分の判示から、財産権上の請求の訴額につき安易にみなし価額によることは慎むべきであろう。と解説されている。
- (21) 例えば、藤田耕三「環境行政訴訟の諸問題」鈴木忠一「三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座(10)（行政訴訟II）』一〇九頁、一二九頁（日本評論社、一九八二年）等。
- (22) 民録三輯六号五三頁。
- (23) 村松俊夫「訴訟物の価額（一）」法曹時報七卷三三三—三三八頁、四三八—四三九頁（一九五五年）。ただ、その場合も、被告が異議を述べるのも、その訴えが簡易裁判所の管轄に属しないという管轄違いの抗弁を提出するさいに問題となることが多い旨が付言されていた。同・四三九頁。
- (24) 村松「前掲論文（註23）」四四二頁。
- (25) 判例時報一三九一号一五六頁。
- この事件は、湾岸戦争の勃発後、当時の日本政府が、九〇億ドルの追加支援を行うことに対して、市民団体が国を被告として、その支出の差止めを求めて提起されたものである。原告らは、慰謝料請求と併せて、訴額全体を六六万円と算出し、四万一六〇〇円を貼付した。これに対して、東京地方裁判所は、原告らの請求は財産権上の請求であるとして、訴額を全体として三兆四二六〇億円と判断し、それに相応する提訴手数料の追納を命じた。

- (26) この議論については、例えば、中野貞一郎「訴訟物の価額」判例タイムズ七五六号六頁、佐上善和「現代型訴訟と裁判手数料——九〇億ドル支出差止め訴訟を契機として——」法学セミナー四四一—四四一—一六頁、福山達夫「提訴手数料」法学教室一三四号六頁、和田仁孝「訴訟手数料システムの問題点」ジュリスト九八五号八八頁(以上、すべて一九九一年)等を参照。
- さらに、長谷部由起子「提訴手数料——現行制度の問題点と改革の視点——」自由と正義四三卷九号一五頁(一九九二年)、太田勝造「訴訟費用制度の理論」自由と正義四三卷九号五頁(一九九二年)、同「裁判手数料と弁護士費用について」法政論集(名古屋大学)一四七号六五二頁(一九九三年)、山本和彦「紛争処理の迅速化と費用の適正化」ジュリスト一一七〇号一〇八頁(二〇〇〇年)も参照。
- (27) 下民集二四卷九—一二号合併号六二二頁(ただし、判示事項ではない)。
- 本件において、札幌地裁は、環境権および人格権に基づく妨害予防請求は、算定不能であるとして、原告五〇名と選定者を含めて合算し、土地所有権・占有権に基づく妨害予防請求は、所有権については二分の一、占有権については三分の一、漁業権については、残存期間の漁業純利益額の二分の一と算定した。
- (28) 訟務月報二五卷八号二一一五頁。原告数は、三五名であるが、本命令は、原子炉の設置許可処分取消訴訟において、訴額が算定困難であるとした上で、原告数だけ合算した。
- (29) 訟務月報二五卷八号二一一七頁。原告数は一三〇名であるが、五〇二五円の収入印紙を貼用して提訴したところ、本命令で、収入印紙一六万七七七五円の追貼が命じられた。
- (30) 訟務月報二五卷八号二一一六頁。原告数は四六三名であるが、三三五〇円の収入印紙を貼用して提訴したところ、本命令で、収入印紙八〇万九八〇〇円の追貼が命じられた。
- (31) 訟務月報二五卷八号二一一〇九頁。原告ら三七八名は、人格権、漁業権、水利権、所有権等に基づいて建設の差止請求訴訟を提起したが、この決定は、原告各自の訴額を一律に算定困難とし、原告数だけ合算した。
- (32) 訟務月報二六卷二号二五〇頁。原告数は七七名であるが、訴額の算定の基礎として、漁業権と環境利益を考え、漁業権に関しては純漁業利益を基準にし、環境被害に関しては算定困難とした上で訴額を合算し、さらに、原告らは、各人固有の経済的利益に基づいてその権利侵害の排除を求めており、原告らの請求相互間には経済的利益の共通性は認められないので、通常共同訴訟であるとし、その訴額については、原告各自の請求の価額を合算すべきであるとした。
- (33) 最高裁(大法廷)昭和五六年(一九八一年)二月一六日判決・民集三五卷一〇号一三六九頁(ただし、判示事項ではない)。
- (34) 木村保男「わが国における集団訴訟の実情と課題」民事訴訟雑誌二五号一頁、一六頁(一九七九年)を参照。
- (35) 判例時報一四一六号一一二頁。

- (36) 判例タイムズ七八九号二五一頁。ただ、四三二名の原告のうち、九名が、後に訴えを取り下げた。
- (37) 判例時報一四三六号一八頁、判例タイムズ七九六号二一一頁。
この訴訟事件については、後藤孝典『和久田修「開かれた行政訴訟のために——環六訴訟と印紙代——」自由と正義四三卷九号六四頁（一九九二年）を参照。
- (38) 判例タイムズ八五七号二六七頁（ただし、判示事項ではない）。
- (39) この事件で、東京地方裁判所は、本件行政訴訟においてその請求は非財産権上の請求であるとしつつも、選定当事者の人数分の擬制訴額を合算し、訴額を一億九三八〇万円と算定した。池田純一「東京国際空港新A滑走路供用禁止等請求事件の訴状貼用印紙額と問題点——選定当事者訴訟の場合——」自由と正義四三卷九号六八頁（一九九二年）を参照。
- (40) 判例タイムズ八三四号二一八頁。
- (41) 判例時報一五〇三号八五頁。上村明広「判例批評」判例評論四三五号五六頁（一九九四年）参照。
- (42) 判例タイムズ九七七号二六〇頁。畑郁夫「判例批評」私法判例リマックス一九号一一九頁（一九九九年）。
- (43) この通知の意義については、例えば、岡田「前掲論文〔註16〕」三四一六頁等を参照。
- (44) 同書・二八五—二八六頁（法曹会、一九七六年）。
- (45) なお、同書・二一六頁は、非財産権上の請求には固有の意味における訴額はなく、いくら併合されても訴額が増加することはない。ありえないので、一個として処理する旨を判示した前掲・大審院明治三〇年（一八九七年）六月一九日判決を（註22とその本文を参照）引用しているが、結論的には、各別の請求の擬制訴額を合算した価額を訴額とすべきであるとする。
- (46) 同書・一五〇頁（法曹会、一九九二年）。
本書の一部は、最高裁判所事務総局民事局監修『民事訴訟費用等に関する執務資料』（司法協会、一九九二年）にも収録されている。
- (47) 同書・三三三頁以下所収。特に、三四二頁。
- (48) 同書・三四二頁。
- (49) 同書・四一頁（司法協会、一九九八年）。それより前の裁判所書記官研修所監修『新・民事実務講義案Ⅰ（三訂版）』七二—七四頁（司法協会、一九九四年）には、この問題に対する直接の言及はなかった。
- なお、株主代表訴訟と訴額については、例えば、新谷勝「株主代表訴訟と訴額の算定（上）（下）」手形研究四八五号一四頁、四八七号二〇頁（一九九三年）等を参照。

四 学 説

これに対して学説上の議論は、すでに指摘されているように、訴額の算定問題については、「一部の実務家は別として、民訴法學上余り理論的関心の対象とされなかった分野で、単なる没価値的、記述的問題とされ、学説上、格別の論争はなかった」と評されるくらいに低調であった。

確かに、学説はこの問題をこれまで必ずしも重視してこなかった。ただ、わずかに、次に挙げる若干の研究が公にされてきたに過ぎなかった。

まず、谷口教授⁽⁵¹⁾が、住民訴訟に関する前記・最高裁昭和五三年（一九七八年）三月三〇日判決の論理を、集団的な差止訴訟に当てはめ、集約説を採っていた。その理由としては、この種の訴訟は決して民衆訴訟ではないが、集団限りで見るときは、集団的利益を追求する点で民衆訴訟的色彩を否定できず、団体自体が原告となる場合のことを考えると、この場合は合算を考ふる余地がないから、バランスを失することになるからであるとする。ただ、同教授は、集団訴訟として訴えの利益を肯定させるのに必要な数の原告に関する限り合算はしないが、これを超える部分については合算するという折衷的な解決を採っても、原告側には酷ではないと論じていた。⁽⁵²⁾

しかし、この見解に対しては、実務家⁽⁵³⁾からは、環境利益・生活利益が複数の原告により主張されている場合には、一般には、別個独立の利益の主張と解すべきであることが指摘されており、しかも、住民訴訟は、住民の参政権に関わる公法上の訴訟であり、裁判例一般の考え方からすると、前記・最高裁昭和五三年（一九七八年）三月三〇日判決の射程は、集団的差止訴訟や環境行政訴訟には及ばないと解することになるのではないかとの疑問が呈されていた。

また、金子助教⁽⁵⁴⁾は、その著作の中で、訴額の算定が問題となり得る様々な事件類型を取り上げ、環境訴訟にも言及する。そして、地域住民が原告となる取消訴訟の場合には、原告の請求は行政庁の行為により侵害された実体法上の権

利・利益そのものを対象としていないので、その請求は非財産権上の請求であると考えざるべきであった上で、さらに、「取消訴訟の訴訟物は行政処分⁵⁵の違法性である」という考え方を前提とすれば、複数の地域住民が一つの行政処分の取消しを求める訴訟の訴訟物は各住民については実質的には同一であるので、広い意味で経済的同一性が認められ、したがって、訴額は合算されないと解すべきであると論じる。

さらに、上村教授⁵⁵は、その判例批評の中で、特に谷口教授等の見解には言及していないが、この問題に関して、「原告らが差止請求の根拠とする人格権や環境権なども、実質的には、本件ゴルフ場建設により影響を受ける地域住民全体の人格権や環境権などを包括的に主張したものとみるべき」であり、その意味で原告らの主張する利益は、「各原告に固有のものではなく、むしろ相互に共通したものとみるべきである」と論じた。

しかし、これらの立論に対しては、畑教授⁵⁶が、原告らが得る利益を差止自体ないし処分の取消しと捉えることには無理があることを指摘していた。

なお、新堂教授⁵⁷は、その体系書において、住民訴訟の手数料訴額などについては、最高裁は、原告の数にかかわらず、九五万円であるとするが、しかし、前記・東京地裁平成三年（一九九一年）五月二七日命令は……「国に対して同一の行為の差止めを求めるものであっても、その差止めによって原告らの得ることになる利益は、個々の原告ごとに別個独立に存在する、したがって、各原告ごとの訴訟の目的の価格を合算しその合算額に訴訟費用法別表を適用して印紙額を算定すべきであるとして、印紙の追徴を命じている」と、現状を紹介した上で、「これらの例は、新法九条一項但書の下でも維持されよう。」と論じ、本件最高裁決定を引用している。

このように、確かに訴額関係の問題は、他の民事訴訟法上の主要論点とは異なり、一見したところ技術的かつ没価値的で些末な問題と考えられたためか、必ずしも十分に論じられたわけではなかった。しかし、本稿では、そこに民事訴訟法学の基本問題が隠されていると考え、以下、本件最高裁決定に対して批判的な検討を加えてゆきたい。

〈註〉

(50) 畑「前掲批評〔註42〕」一二〇頁。

(51) 谷口安平「集團訴訟における諸問題」鈴木忠一『三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座(3)〔判決手続通論Ⅲ〕』一五七頁、一七五頁(日本評論社、一九八二年)。

(52) 同・一七六頁。

(53) 藤田「前掲論文〔註21〕」一三〇頁および同頁註4。また、佐藤「前掲判解〔註19〕」一四六頁も、最高裁昭和五三年(一九七八年)三月三〇日判決が、住民訴訟の訴権は住民全体の利益のために地方公共団体の構成員としての住民の地位に対して法律が特別に認めた参政権の一種であることを強調している趣旨に照らすと、住民訴訟とは異質の他の公共訴訟における訴額の算定について、本判旨が及ぶものではないことは明らかであると、論じている。

さらに、小山昇「判例批評」判例評論二一九号一五五頁(一九七九年)は、最高裁昭和五三年判決の原審判決について、一律みなし価額とする説に対して、財産権上の請求の非一律性からいって妥当でなく、裁判所が請求金額や濫訴防止の必要性等を斟酌して、最低三〇万円(現九〇万円)を超える額から最高は請求金額までの範囲内において、裁量により適当な訴額を創設すべきであると、論じていた。

(54) 金子「前掲書〔註1〕」四〇頁。

(55) 上村「前掲批評〔註41〕」五九頁。

(56) 畑「前掲判批〔註42〕」頁。

ただし、畑教授は、「請求によって得られる利益は広範な公共の利益であるから、それは原告ら共通の包括的な利益である」という集約説の根拠を排斥する積極的な理由はないであろうとも、付言している。

(57) 新堂「前掲書〔註16〕」八七頁。

五 私 見

1 現行法の基本スタンス

まず、現行法の基本的なスタンスを概観したい。

一般に、訴額は、事物管轄の決定基準（管轄訴額）、納付すべき提訴手数料等の算定基準（手数料訴額）、弁護士報酬の算定基準等として重要な役割を果たし、その評価のあり方いかんが、裁判所へのアクセスの難易を図るバロメータのひとつとなる。⁽⁵⁸⁾

現行法は、旧法下の規定に加えて、民訴法八条二項に、訴額の算定が「極めて困難であるとき」も、その価額が九〇万円を超えるものとみなすとの新たな規定を設け、また、同九条一項但書に「訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については」、訴額を合算しない旨の規定を新設した（民訴費用法もこれに依じて改正された）。ただ、これらの規定は、立案担当者により、旧法下の実務（解釈・運用）を確認的に明文化しただけであると説明されていた。⁽⁵⁹⁾

しかし、立法過程では、この問題について議論が交わされたことが窺われ（後述する要綱試案と現行法との文言の差異も参照）、また、現行法の立法に関与した弁護士の中には、一人で提訴した場合と多数で提訴した場合に帰属する利益が全く変わらないときに法九条一項但書が「解決」を示したことを評価する声がある。⁽⁶⁰⁾ しかし、これに対しては、立案担当者から、例えば、「単に同じ工事の差止だと言うだけで、利益が共通とストリートに来るかどうかというのは、なお個々の事案ごとに検討する必要がある⁽⁶¹⁾」と、即座に鋭い釘が刺されていたことが、この問題の複雑さを示している。⁽⁶²⁾

2 本件最高裁決定の影響力

本件最高裁決定は、この種の取消訴訟では、訴訟の目的の価額を具体的に算定することが極めて困難であるので九五万円とみなされるとした上で、各原告が訴えて主張する利益は全員に共通であるとはいえず、控訴提起の手数料額は、右利益によって算定される訴額とみなされる九五万円を合算した額に応じて算出すべきである旨の判断を下し、訴額を合算せず九五万円に応じた手数料のみを納付すればよいとの住民らの主張を斥けた。

本決定は、旧法事件に関するものではあるが、この問題についての初めての最高裁決定である。一般に、併合請求の場合の訴額の算定方法については、実務上、本件のように当事者の主張と裁判所（裁判長）の判断とが異なることがあるので、この点に関する本件最高裁決定の実務上の意義は少なくない⁶³であろう。また、本件林地開発許可処分取消訴訟は、行政事件訴訟であるが、行政事件訴訟の手数料は、民事訴訟費用等に関する法律の定めによるのであり（民事訴訟法一条）、しかも、行政事件訴訟法は、別段の定めのない限り民事訴訟法の例によると規定する（行訴法七条）。さらに、その種の取消訴訟を実質的に見た場合に、それは住民によりいわば差止的救済が求められたものである。本件最高裁決定の基本的な考え方は、民事差止請求訴訟全般に関する先例としても、大きな影響をもつことになる⁶⁴と推測される。また、本件は、旧法事件であるが、次に述べるように、訴額算定関係の現行民事訴訟法の規律の趣旨からすると、現行法下でも通用する先例となりえる。

3 差止訴訟における訴額算定の基本的なあり方

しかしながら、本件最高裁決定は、基本的に妥当ではない。

まず一般に、今日的な状況として、手数料訴額は低額化される傾向にある。例えば、平成四年（一九九二年）の民事訴訟費用法の改正において、いわゆる高額訴訟における提訴手数料額が引き下げられ、平成五年（一九九三年）に新設された商法二六七条四項において、株主代表訴訟における訴額を九五万円とみなす旨の法改正が行われ、そして、最近（二〇〇二年六月二二日）、司法制度改革審議会が、その最終意見書において、提訴手数料の問題に言及しつつ、より利用しやすい司法制度の構築を説いた⁶⁴。このような状況で、しかも、法の実現における私人の役割がより一層重要視されるべき今日的な状況にあつて、訴訟において差止的救済の展開可能性とその実効化を志向すべきであるとの立場からは、本件最高裁決定に対しては、疑義を呈すべきものと考えられる⁶⁶。ただ、そのさい、訴額の問題が、基本的な訴訟制度観・手続観・当事者観に関わる問題であり、法政策一般の問題に関わるものであることにも注意を払う必要がある。このことは、現行法の解釈のさいの基本的指針となりえると考えられるからである。

さて、前提問題として、本件のような多数原告により差止的救済が訴訟上請求された場合に、それが、「財産権上の請求」か否かが、まず問題となる。この点については、現行民法八条二項の新設により、訴額評価の関係では、それを問うことの意味が希薄化し、問題の焦点が、その算定が極めて困難かどうかの判断に移行したという側面はある⁶⁷。しかし、なお区別の意義自体は失われていない。ただ、本件最高裁が、本件の訴訟上の請求については、訴額の算定が極めて困難であることを認め、訴額を九五万円と判断している点は、結論的に言えば、至極妥当な判断であると評価できる。

しかし、より突き詰めて考えた場合に、人格権や環境権に基づく差止請求が、そもそも財産権上の請求であるかどうか

かが問題となる。通説的な見解⁶⁸は、例えば、騒音・悪臭・日照妨害等の生活妨害に対する差止請求も、財産権上の請求であるとする。

しかし、この見解は、採るべきではないであろう。私見では、環境的利益は、確かに、個々人の生活利益や所有権・占有権に還元できる面もなくはないが、人間の存在と不即不離の関係にある貴重な利益であり、やや逆説的ではあるが、本来的に、人間の存在にとって最も重要な「財産」であるがゆえに経済的な評価の不可能な「超財産的利益」すなわち「非財産的利益」であると考へたい。そのことは、以下で述べるような訴訟上の差止的救済の機能を視野に入れた政策的な評価にも由来する。つまり、若干先取りして言及すれば、人格的利益または環境的利益が主張されている限りで、後述のように、差止的救済を通じた「包括的・利他的救済機能」の発揮が志向されているのであり、それは、現在および将来世代の人間の存在と密接に関わる事項であるがゆえに、「非財産権上の請求」と評価されるべきであると、考へるからである。

これに対しては、上述のように⁶⁹、人格権・環境権に基づいて発生するとされる差止請求権は財産権上の請求と見るべきであるとの見解も存在するので、付言しておきたい。この見解の根拠としては、①法律構成のいかんにより、財産権上の請求となったり、非財産権上の請求となったりすることが不合理であること、②差止判決により妨害者が経済的不利益を負うこと、および、③予防的な差止請求も損害賠償請求同様最終的には金銭的なものにより処理されることが、挙げられている。しかし、これらの根拠は、いずれも妥当性を欠く。まず、①は、一見もつともそうに見えるが、環境的な利益の訴訟上の貫徹の困難さから、多様な法律構成が呈示されることは仕方ないことと考えられるので、結局のところ、その評価にさいしては、その種の法律構成で究極的に獲得することを目的とした価値を探求すべきであろう。そうすれば、自ずと、上述のような人間の存在にとって最も重要な「超財産的利益」の確保に至り、それは「非財産的な利益」と評価できることになるであろう。次に、②は、議論のすり替えであり、訴額の算定は、原告の求めるものを基

準に行われ、被告の経済的不利益は無関係であるので妥当性を欠く。さらに、③は、確かに差止執行の一方法として、代替執行や間接強制は、最終的には金銭的な処理がなされるとも言えるが、この立論は、手段と結果とを取り違えているうらみがある。金銭的な処理は差止的救済を実現するための単なる手段に過ぎず、差止的救済の本旨は、金銭ではなく一定の行為という現実的救済を直接的に志向する点にある。したがって、原告が究極的に求めるものは、非金銭的な利益である。

ただし、一概に差止請求といっても、私見は、そのすべてを「非財産権上の請求」と考えるのではない。例えば、所有権、知的財産権等の財産権（経済的利益）に基づき、一定の経済的な利益の獲得自体を求めて差止請求訴訟を提起する場合には、「財産権上の請求」と評価でき、解釈論としては、そこで求める経済的な帰結に従って、訴額を算定すべきであろう。訴額の算定が著しく困難である場合を除き、裁判所は、前記・最高裁昭和四九年判例の定立した一般準則に従い、裁量でその金額を算定すべきであろう（民訴法二四八条〔損害賠償額の算定〕の趣旨も参照）。

4 訴額合算の要否

そこで、訴額合算の要否が問題となる。本件のような多数原告により差止的救済が求められた場合に、「訴えで主張する利益の共通性」をどのように考え、納付すべき手数料額をいかに評価すべきかは、必ずしも容易に結論を導き出せる問題ではない。

まず、集約説は、概して、本件のような事件類型では、住民訴訟との類似点を根拠としたり、また、その利益は、「処分取消しによって当事者が得る利益」ではなく、「処分の取消しそのもの」であり、しかも全原告に共通であり、また、主張されている利益は一定地域における広範な公共的利益であるので、それは全原告に共通の利益であることを根

拠にする。

これに対して、合算説は、基本的には、本件のように一定地域の住民が処分の取消しにより得る利益は、「その処分の取消しそのもの」ではなく、「処分取消しによって当事者が得る利益」であり、それは、当事者の主張する権利ないし利益により事件ごとに異なり、また、本件のようにいわば公共的な性格を帯びた利益が訴訟上主張されていても、単にその種の利益が「併合」して主張されているに過ぎず、例えば、主債務者と保証人に対する請求や連帯債務者各自に対する請求とは異なり、一個の共通の利益が主張されているのではないとする見解と、要約することができる。本決定も、原告らの請求する利益は、「その性質に照らし、各原告がそれぞれ有するものであって、全員に共通であるとはいえない」と論じている。このように、合算説は、一般に、多数当事者による訴訟上の請求を個々の分析し、個人的な利益に還元して評価し、その利益の共通性を否定するのである。これは、いわば個人主義的な評価方法であり、二当事者対立構造を基軸に据えた現行民事訴訟法の下では、一定の魅力をもった考え方と言えるであろう。

しかし、私見では、以下に述べる理由で、本件のように、実質的に見て差止的救済が求められている事件類型では集約説に立ち、訴額を合算しないのが妥当であると考える。以下で述べる理由が置かれた位相は多様であるが、便宜的に、第一から第七の理由を順次挙げて行きたい。

第一に、提訴手数料等に関する現行法の基本スタンスは、たとえ旧法下の実務の確認的な立法に過ぎないとしても、その諸規定の基本的な趣旨は、当事者の訴訟利用を促進するために規律を明確化し、かつ、訴訟手続という救済過程の入り口段階における当事者間の小競り合いを極小化しあるいはこの種の紛争を簡易迅速に処理して、できる限り本案審理を行うことにあると、考えることもできる。この要請は、すでに上記「昭和三十一年民事局通知」⁷⁰や附帯請求の不算入の原則等に顕われていた⁷¹と考えられる。このような基本的なスタンスは、差止的救済のより簡易な利用を促進すべく訴額算定問題を解決する方向に導くのである。

第二に、合算説は問題点を孕んでいる。まず、本件最高裁決定のような立場に立てば、多少とも個人に還元できる利益を主張している限り、全員に共通する利益の主張とはみなされなくなるであろう。その立場では、例えば必要的共同訴訟を含むすべての多数当事者訴訟は、厳密微細にかつ分析的に腑分けすれば、すべて個人の利益に還元できるとも言えるので、特別の立法などが無い限り、その種の原告側多数当事者訴訟における利益の共通性が全く否定されることになるように思われる。しかし、これは行き過ぎであろう。通常共同訴訟等の場合でも、例えば、主債務者と保証人が共同して（または連帯債務者らが共同して）債権者に対して債務不存在確認訴訟を提起する場合には、利益の共通性を肯定できるであろう。また、現に、集約説の立場が採られている住民訴訟や株主代表訴訟でも、微視的に見れば、自然人が法主体であるので、その利益はすべて多かれ少なかれ個人に還元されかねないことになる。本来的に、このような還元的思考自体、大きな疑問である。これは一見個人主義的な民事訴訟法の解釈に忠実でありしかも望ましいもののようにも見えるが、制度の論理を背後に忍ばせた過度の個人主義の誘惑は、後述のように、この種の訴訟における機能の本質を、見誤らせるおそれがある。⁽⁷²⁾

第三に、本件では、救済内容や差止的救済を命じる判決の機能に着目する必要がある。つまり、一般に金銭的救済ではなく差止的救済という救済形式では、確かに複数の住民が個人の権利・利益を基礎に提訴しているものの、究極の獲得目標は地域の公共的な利益である。原告住民は、多かれ少なかれ差止的救済による拡大波及効つまり「包括的・利他的救済機能」の発揮を志向しているのである。本件で多数の住民は、勝訴により回復される住民に共通の利益を各人がいわば重疊的に主張していると評価できる。さらに、提訴の形式としては、原告一名でも、数名が通常共同訴訟（民訴法三八条）の形式でも、選定当事者（民訴法三〇条）の形式でも、さらに法人格のない社団（民訴法二九条）を形成しても、差止請求訴訟を提訴でき、しかも、ほぼ同様に、他者や地域社会に対して事実上の影響力を及ぼす利他的な勝訴判決を獲得し、多数の共同訴訟による場合とほぼ同一の帰結を導き出すことができるからである（私見は、その種の行

為を余計なお節介あるいは他者の自由への介入とは考えない。このことを示す象徴的な事例として、例えば、大規模な差止請求訴訟事件において結果的に、一人の原告による差止めが認められた名古屋南部大気汚染訴訟事件・名古屋地裁平成一二年（二〇〇〇年）十一月二七日判決⁷³を挙げることができる。このように考えると、本件でも、「許可処分取消し」自体を、その主張する利益と考えることができるであろう。⁷⁴

第四に、これと関係するが、本件は、公共の利益の保持を図る訴訟の促進と涵養をいかにして図るべきかの問題とも関わる。クラス・アクションも団体訴訟もないこの国で、私人が、手続的に、自己の利益を超えたもの（他人の利益の分まで）の保護貫徹を可能にできる道が解釈上開かれなければならない。本決定が最後に付言するように、確かに各自の負担金額を見た場合に、それは相対的に少額と言えるかもしれない。しかし、問題の本質は、金額の多寡ではなく、公共的な争点を争う救済手続において提訴手数料等をいかに考えるのが望ましくかつ公平であるかである。私見は、差止的救済過程における「公正な対論のフォーラムを提供する機能」を重視する。しかも、その種の訴訟過程は、時に失われたタウン・ミーティングの開催ないし再開という意味さえあると考えられるので、いわばその種の参政権類似の権利の貫徹に国家機関が手数料を取ること自体に疑問があると思われるのである。⁷⁵つまり、裁判所も国家機関であり、行政機関も国家機関の一端を担うので、やや皮相的ではあるが、これら一連のプロセスを見た場合に、一方の国家機関が不十分な手続を行ったことにより、その是正の過程を通じて他方の国家機関が手数料収入を得ることは、必ずしもフェアではないのではないかと考えられるからである。

第五に、実体権や法律上の原因に着目して利益の共通性を判断する考え方も有力であるので、それに言及したい。結論的には、それもまた個別還元的な思考と言わざるを得ない。極端に言えば、旧訴訟物理論に立つ現行訴訟実務でも、その実体権ごとの主張利益に応じた手数料を徴収していない。むしろ、請求権競合の事例でも訴額を合算することなく、異なる実体権で請求する給付対象たる求める結果に応じて、納付すべき手数料額が算定されている。このことは、訴額

算定問題を考えるにさいしても、実体権や法律上の原因に着目して問題を考えるのではなく、求める結果に着目して納付すべき手数料額を算定すべきことを強く要請していると考えられるのである。

なお、本件では、原告住民は人格権を主張しているが、それは、住民の関心度や居住地等との関係で、個々的に見れば個人ごとに異なる人格権が主張されており、共通の利益を主張しているのではないと、個人還元的に評価されるかもしれない。しかし、法的関心の焦点は、少なくとも一人でも差止め（本件では処分取消し）を正当化する人格権の主張があるか否かであり、そのような抽象的な側面ではそれに値する共通の人格的利益が重複的に主張されていると評価できるのである。共同提訴は、公共性等の受忍限度論において相手方に有利に作用する要素に対抗し、かつ、問題を社会に訴えかける目的にほかならない。

第六に、このような利益の共通性に関する評価のあり方は、現行法の制定過程で、その要件の文言が微妙に変化していることから窺われる。すなわち、「訴えで主張する利益の同一性」を要件としていた『民事訴訟手続に関する検討事項』⁽⁷⁸⁾および『民事訴訟手続に関する改正要綱草案』⁽⁷⁹⁾から、「訴えで主張する利益の共通性」で足りるとする『民事訴訟手続に関する改正要綱案』⁽⁸⁰⁾（現行法もこれを引き継ぐ）への文言の変更は、訴訟上の請求や法律上の原因等に多少の出入りはあっても（厳格な意味でそれらが「同一」でなくても）、多少とも重なる部分（すなわち「共通」の部分）があれば、訴えで主張する利益が共通であるとして合算せず集約的に評価することを認める趣旨であると考えられる。しかも、このような文言の変更により、「経済的利益」に囚われず、より広くその共通性を考える契機が与えられたとも評価できるのである。

第七に、これまで述べた点とやや重なる部分はあるが、手続的に見た場合に、本件のように実質的な差止的救済を求める事件類型は、「事実上の訴訟担当的性格」を有すると考えられる⁽⁸¹⁾。それは、いわば二重の意味で事実上の訴訟担当的性格をもつのであり、その勝訴判決は、一方で、地域的広がりをもつて救済成果を非当事者にも波及させ、他方で、

時空を超えて将来世代のためにもその成果を及ぼす可能性を秘めている。この種の機能は、法定訴訟担当と評価できる株主代表訴訟や、さらには住民訴訟等の勝訴判決の場合と類似のものである。したがって、この種の差止的救済を求める訴訟でも、基本的には納付すべき手数料に関しては、それらと同様な配慮を行うべきであると考えられる。

なお、集約説に立つ場合に、上述した谷口教授の指摘⁽⁸²⁾のように、集団訴訟として訴えの利益を肯定させるのに必要な数の原告に関する限り合算はしないが、これを超える部分については合算するという折衷的な解決を採用すべきかどうか、問題となる。しかし、私見では、このように微細に考えることは、確かに、究極的な合理性を追求しかつ濫訴を防止すべき見地からは望ましいと考えられなくもないが、しかし、ある集団に属するか否かの線引きをめぐって付随的な争いが派生するおそれがあること、結果的に原告集団の切り崩しあるいは内部崩壊の火種になりかねないこと、あまりに希薄な利益しかもたない者は訴えの利益または当事者適格に欠けるとしてその訴えの部分を下すればそれで済むことであり、あえて、訴訟の入り口でそのような訴えの利益等の判断までも視野に入れた厳格な手続処分を行うこと自体に、大きな疑問を感じる。裁判所の懐の深さあるいは度量を示すべきではないだろうか。⁽⁸³⁾

〈註〉

(58) また、上訴権の濫用に対する金銭納付命令(民訴三〇三条・三二三条・三二七条二項・三三一条)も、上訴提起の手数料をもとにして算出される。

(59) 法務省民事局参事官室編「一問一答・新民事訴訟法」三六一―三七頁(商事法務研究会、一九九六年)。

(60) 竹下守夫・青山善充・伊藤眞編集代表「ジュリスト増刊・研究会・新民事訴訟法——立法・解釈・運用——」三二頁(馬場英彦発言)(有斐閣、一九九九年)。なお、日本弁護士連合会「民事訴訟手続に関する検討事項」に対する意見書七頁(一九九二年)では、多数当事者による公共施設建設の差止請求等の合算は不相当であることが指摘されていた。

さらに、(司会)長谷部由起子・北尾哲郎・竹下守夫「座談会」利用しやすい司法制度・民事司法」ジュリスト一二〇八号八八頁、一〇八頁(竹下発言)(二〇〇一年)でも、「差止めの場合ですと、主張する利益が各請求につき共通な場合には、合算しない

ことになりました」と言及されている。

(61) 竹下『青山』伊藤編集代表『前掲書・研究会(註60)』三二頁(福田剛久発言)。同旨、同三六頁(柳田幸三発言)。

(62) さらに、後註77の佐藤論文も参照。

(63) 富越和厚「許可抗告事件の実情——平成二二年度——」判例時報一七五二号三頁、五頁(二〇〇一年)。

(64) この間、平成九年(一九九七年)一月には、「民訴費用制度等研究会」(青山善充座長)から『報告書』も出されていた。この内容については、ジュリスト一一二二号五七頁(一九九七年)を参照。

(65) 例えば、田中英夫『竹内昭夫』法の実現における私人の役割』一八一頁(東京大学出版会、一九八七年)、高橋宏志「紛争解決過程における団体」『岩波講座・基本法学2(団体)』二八七頁、三〇五頁(岩波書店、一九八三年)等を参照。また、川嶋四郎「判例批評」判例評論四四一号一九三頁(一九九五年)も参照。

なお、先に挙げた司法制度改革審議会の最終意見書(前註7参照)でも、「法の下ではいかなる者も平等・対等である」という法の支配の理念は、すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方」としては、「ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない」といふ注目すべき言及が見られるのも、本文に述べた趣旨の妥当性を裏書きしかつ推奨するものである。

(66) 川嶋「前掲論文(註8)』三七頁。

(67) なお、民訴法二五九条等でも「財産権上の請求」という言葉が用いられているが、それぞれ、個別にその制度趣旨から概念規定を行えば足りるのであろう。

(68) 例えば、中野貞一郎『松浦馨』鈴木正裕編『民事訴訟法講義(第三版)』五一頁(中野貞一郎執筆)(有斐閣、一九九五年)、

新堂幸司『小島武司編』注釈民事訴訟法(1)』二二〇頁(佐藤歳二執筆)(有斐閣、一九九一年)等。

(69) 裁判所書記官研修所編『前掲書(前註44)』二八五—二八六頁を参照。

(70) 柳川俊一「判例解説」『最高裁判所判例解説(民事編)(昭和四四年度上)』三〇三頁、三〇五頁(法曹会、一九七〇年)は、多数の事件を処理する裁判所の立場としては、事務の簡易にして画一的な処理を必要とする要請があり、当事者の立場から見ても、どれだけ印紙を貼用すべきかが容易に算定できるように定められていることが、費用や手続の安定面から望ましいことは言うまでもなく、最高裁が、民事局通知で、訴訟物の価額の算定について原則的な基準を定めたのも、このような理由によったと思われる、と記している。

(71) 例えば、兼子一『松浦馨』新堂幸司『竹下守夫』条解・民事訴訟法』六五頁(新堂幸司執筆)(弘文堂、一九八六年)等を参照。

(72) この文脈では、松浦教授が、環境権の侵害は地域的な広がりをもつ総体的な意思総量的な一個の侵害であると捉え、環境権は地域住民に総的に帰属すると考え、複数の原告が提起する差止訴訟は類似必要的共同訴訟に該当するとする考え方が示唆的である。松浦馨「環境権侵害差止仮処分訴訟における当事者適格と合一確定の必要性」『実体法と手続法の交錯(山木戸克己教授還暦記念)(上)』二八三頁(有斐閣、一九七四年)を参照。

さらに、川嶋四郎「論文紹介」Owen M. Fiss, *The Allure of Individualism*, 78 Iowa L. Rev. 965-79 (1993)「アメリカ法一九九五—二二四頁(一九九六年)も参照。

(73) 判例タイムズ一〇六六号一〇四頁。これについては、例えば、竹内平「名古屋南部大気汚染公害訴訟——第一次第一審判決について——」法律時報七三卷三三六二頁(二〇〇〇年)も参照。

(74) なお、著名な豊前環境権訴訟における訴額算定の問題については、松下竜一・法学セミナー一九七六年四月号四四頁、四六頁および同・法学セミナー一九七八年六月号六二頁、六七—六八頁(後に、同『豊前環境権裁判』(日本評論社、一九八〇年)として刊行)を参照。

(75) 川嶋「前掲論文(註8)」四七頁参照。

(76) この点については、例えば、竹下青山伊藤編集代表「前掲書・研究会(註60)」三四頁(伊藤発言)参照。

(77) 例えば、竹下青山伊藤編集代表「前掲書・研究会(註60)」三六頁(柳田発言)、佐藤歳二「訴訟物の価額の算定」青山善充伊藤眞編『民事訴訟法の争点(第三版)』四八頁(有斐閣、一九九八年)等。佐藤判事(当時)は、例えば、複数人からの同一行為の差止請求が、複数市民からの住民訴訟や複数株主からの株主代表訴訟等と同様に、どの原告が勝訴しても一体としての共通の利益が得られるとして、訴額を合算しない場合に含めて例示されているが、それに付言して、一の行為の差止請求であっても、個々の原告が固有の利益を主張しているときは、利益が共通するとはいえない場合があるので、各原告の実体権の性質を検討する必要があると論じている。同・四九頁。さらに、細野敦「管轄」塚原朋一「柳田幸三」園尾隆司「加藤新太郎編『新民事訴訟法の理論と実務(上)』」一一九頁、一三〇頁(ぎょうせい、一九九七年)および服部「後掲論文(註79)」三〇頁も参照。

(78) 例えば、法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続の検討課題』別冊NBL二二三号二頁(一九九一年)。

(79) 例えば、法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続に関する改正要綱試案』別冊NBL二二七号一頁(一九九四年)。なお、同書所収の柳田幸三「始関正光」小川秀樹「『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する各界意見の概要」三頁によれば、「経済的利益が同一の関係にある数個の請求については、価額を合算しないことを法文上明確にするものとするとの考え方」について寄せられた意見は、すべてが賛成意見であったとされ、「経済的利益が同一の関係にある」場合を明確化すべきであるとの補足意見がいくつかの団体から寄せられたが、その点については判例・学説に委ねれば足りるとする意見もあったとのことである。

この合算しない扱いに対する各界の期待の大きさが窺われる。立法の経緯については、これまで引用して来た様々な文献のほか、例えば、服部敬「訴額の算定」滝井繁男・田原睦夫・清水正憲編『論点・新民事訴訟法』一八頁、二一―二四頁（判例タイムズ社、一九九八年）も参照。

(80) 例えば、最高裁判所事務総局民事局監修『民事訴訟手続の改正関係資料』二九七頁（法曹会、一九九六年）。

(81) 川嶋「前掲論文〔註8〕」四五―四六頁参照。

さらに、池田辰夫「管轄と移送」竹下守夫・今井功編『講座・新民事訴訟法I』九三頁、一〇〇頁（弘文堂、一九九八年）も、簡潔であるが、示唆的である。

(82) 前註51の本文を参照。

(83) ただ、裁判所の現場が、一般に多数当事者紛争に対して、一定の消極的な態度をとらざるを得ない事情（例えば、田尾桃二「民事紛争の個別的解決」加藤新太郎編『民事訴訟審理』二頁（判例タイムズ社、二〇〇〇年（初出、一九九四年））参照）は、理解できなくもないが、それは、個々に克服すべき課題であろう。分断することにより変質してしまう紛争もあり、理念的には、紛争それ自体がそのままのかたちで、訴訟的救済の場へ上げられて審理判断され得ることが望ましいと考えられるからである。

六 おわりに

これまで論じてきたように、私見としては、本件のような差止的救済が求められた訴訟事件では、民事訴訟であれば、政訴訟であれ、その請求は基本的には非財産権上の請求と考え、原告が複数いる場合にも訴額を合算すべきでないと考えたい。

ただ、現実の裁判実務では、まず、訴状審査のさいに、訴額算定〓手数料納付等につき、こと細かく注文をつけるのではなく、望ましい運用のあり方としては、一見極めて不合理でない限りは、被告の異議申立てをまって、その貼用印紙額の当否を判断する方向で考えるのが妥当であると考えられる。例えば、実務上、債務不存在確認訴訟等では、印紙

をいくら貼らせるか、また、どのタイミングで貼らせるかについて、個別事件の具体的文脈における柔軟な運用が行われているようである。そのような寛大さでもって、紛争当事者間における本質的な争点についての本来的な弁論の機会をできるだけ早期に作出することが、裁判所の任務となるべきであろう。

なお、提訴手数料をめぐっては、例えば、濫訴防止の観点のほかに、訴訟制度の利用者と非利用者との負担の公平を考え、できるだけ利用者から手数料を取るといふ発想⁸⁴も見られるが、このような考え方は、おそらく、いわば制度の理論であり妥当ではないであろう。非利用者自身の声を直接反映した見解ならともかく、裁判所が、非利用者の利益を付度しそれを守ることが現実の利用者の手続抑制の口実に用いること自体、必ずしもフェアな考慮とは考えられないからである。非利用者は、やはり、非利用者に過ぎないのであり、裁判所は、目前の利用者の救済要求にまず真摯に耳を傾けるべきであると、考えるからである。

このように、本件は、差止的救済の将来に関わる重要な判断であり、「私人による法の実現」の涵養を是とするか否か、さらに、より基本的には、当事者権(例、法廷における弁論権等)と手数料納付との関係いかんや、さらには訴額に応じた手数料の納付という制度自体が合理的か否かの難問に逢着する。

なお、この文脈では、私的な利益の追求の結果、われわれが立ち至るであろう「共有地の悲劇」にも思い致すべきであろう。⁸⁵

本件は、このように、手続上の根源的な問題にも関わるが、その検討は、他日を期したい。

〈註〉

(84) 岡田「前掲論文」〔註16〕二二四一〇頁参照。

(85) 「共有地の悲劇」については、G・ハーディン(桜井徹訳)「共有地の悲劇」シュレーダー||フレチュット編(京都生命倫理研

研究会)『環境の倫理(下)』四四五頁(晃洋書房、一九九三年)を参照。

ちなみに、提訴手数料を含む司法経費一般についての古典的な分析として、アダム・スミス(大内兵衛||松川七郎訳)『諸国民の富(四)』三六一―五七頁(岩波書店、一九六六年(原著(第五版)一七八九年))も参照。さらに、小野木常「訴訟等に印紙の貼用を必要とするか」民商法雑誌八二巻五号一頁(一九八〇年)も参照。